

磁性流体研究連絡会規約
[Japan Society of Magnetic Fluid Research]

(平成 28 年 4 月 1 日改定)

第 1 章 総 則

第 1 条 [名称]

本会は『磁性流体研究連絡会』と称する。

第 2 条 [目的]

本会はわが国の磁性流体に関する基礎および開発研究の発展のために尽くす事を目的とする。

第 3 条 [所在地]

所在地は名古屋工業大学大学院工学研究科ながれ領域井門・岩本研究室気付(〒466-8555 愛知県名古屋市昭和区御器所町)に設置する。

第 2 章 組 織

第 4 条 [会員]

(ア) 本会は正員、学生員を以って組織する。

第 5 条 [入会]

(ア) 本会の入会は本人の申込みにより入会できる。

第 6 条 [退会]

(ア) 本会の退会は本人の申し出により退会できる。又、年会費を 2 年間未納の場合は退会と見なす。

第 7 条 [役員]

本会に次の役員をおく。

1. 委員長 1 名
2. 幹事 1 名
3. 運営委員 10～13 名
4. 名誉委員

第 8 条 [役員の仕事]

1. 委員長は本会を統轄する。
2. 委員長は役員を招集し、運営委員会を開催できる。

3. 幹事及び運営委員は委員長を補佐し事業を分掌する。

第9条 [役員任期]

1. 役員任期は2ヶ年（4月1日より翌々年3月31日まで）とし、重任を妨げない。
2. 運営委員は正員の中から正員の選挙により選出する。
3. 委員長及び幹事は、運営委員の互選により決定する。

第3章 事業

第10条 [事業]

本会の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 調査研究
2. 講演会・講習会の開催
3. 国際会議開催への協力
4. その他

第4章 会計

第11条 [会計]

1. 会計は委員長または幹事が管理し、そのもとに事務局を置いて正員及び学生員の会費を徴収する。
2. 学生員の入会金及び年会費は正員の半額とする。
3. 会の運営費は、入会金、年会費、事業参加費及び寄付金を以ってこれにあてる。
4. 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 規約の改正

第12条 [規約の改正]

本会の規約改正は運営委員からの書面による申し出により受付、運営委員会に出席した委員の2/3以上の賛成で改正される。

附則

入会金及び年会費は運営委員会で決定できる。
この規約は、平成28年4月1日より実施する。

上記は磁性流体研究連絡会の規約に相違ない。委員長 井門 康司